

後期高齢者医療広域連合における あはき療養費の不正事例について

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費関係

後期高齢者医療広域連合における「あはき療養費」の不正請求等の調査の概要

(調査内容)

- あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の支給にあたり、不正請求等と判断された事案について、全国47都道府県の後期高齢者医療広域連合に対して調査を実施(平成28年11月)

(報告対象)

- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合において不正請求等と判断した事案について、制度発足時(平成20年4月)から調査日(平成28年11月8日)時点までの全ての事案を報告対象として実施

後期高齢者に係るあはき療養費の不正請求等の状況

- 後期高齢者医療制度の発足時(平成20年4月)からこれまで(平成28年11月)の不正請求等の件数は、全体で約5万5千件であり、不正請求等の金額は約9億5千万円となっている。
- 仮に、平成20年度から平成26年度までの後期高齢者医療制度における「あはき療養費」の総支給件数、総支給金額を分母として計算した場合、その割合は、件数、金額ともに0.3%となる。

制度発足時からの不正請求等の状況(全体)

(平成28年11月8日現在)

不正請求等を行った(延べ)事業者数	不正請求等による返還請求の対象とした支給申請書の(延べ)件数	不正請求等による返還請求金額
271事業者	54,561件 (約5万5千件)	948,732,492円 (約9億5千万円)

※ 一部の都道府県については、事務処理上の請求誤り又は算定誤りとして整理したものや算定要件を満たしていないことを把握していなかったことによる不当請求分も含めて報告あり。

(参考) 後期高齢者医療制度における「あはき療養費」の支給状況(平成20年度～平成26年度計)

支給件数	支給金額
16,268,504件 (約1,626万9千件)	359,951,483,962円 (約3,599億5千万円)

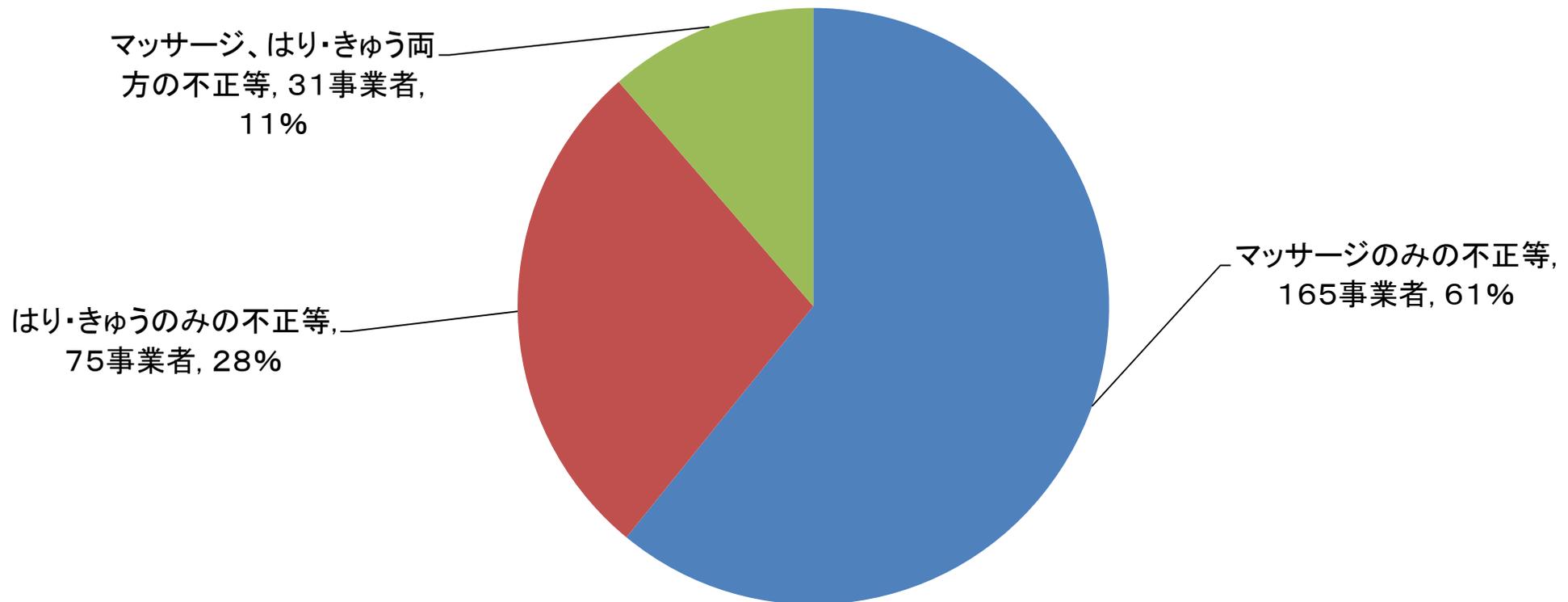
※ 「後期高齢者医療事業状況報告書(事業年報)」の各年度版を基に集計

後期高齢者に係る療養費の種類別に見た不正請求等の状況

- 不正請求等を行った事業者について、その行った不正等に関して療養費の種類別に見た場合の状況としては、マッサージについてのみ不正等を行った事業者の割合が全体で61%を占め、次いではり・きゅうについてのみ不正等を行った事業者の割合が28%となっている。

療養費の種類別に見た不正請求等の状況（全体）

（平成28年11月8日現在）



（参考）平成20年度から平成26年度までの後期高齢者医療制度における「あはき療養費」の支給金額の合計は約3,600億円、内訳はマッサージが約2,522億円、はり・きゅうが約1,078億円となっている。

後期高齢者に係るあはき療養費の不正請求等の状況(都道府県別)

制度発足時からの不正請求等の状況(都道府県別)

(平成28年11月8日現在)

	不正請求等を行った事業者数	不正請求等による返還請求の対象とした支給申請書(延べ)件数	不正請求等による返還請求金額(単位:円)
北海道	該当なし	—	—
青森県	該当なし	—	—
岩手県	4	247	5,209,832
宮城県	4	188	1,884,085
秋田県	3	1,658	47,822,177
山形県	5	589	2,969,450
福島県	1	248	11,467,320
茨城県	1	359	27,000,614
栃木県	1	113	4,934,685
群馬県	4	49	1,686,781
埼玉県	4	68	1,869,968
千葉県	該当なし	—	—
東京都	該当なし	—	—
神奈川県	13	5,188	102,366,442
新潟県	1	16	764,953
富山県	該当なし	—	—
石川県	2	718	12,540,474
福井県	該当なし	—	—
山梨県	1	316	4,239,667
長野県	8	167	4,190,914
岐阜県	5	6,310	7,696,976
静岡県	2	12,330	76,896,575
愛知県	8	1,320	36,550,108
三重県	2	41	708,652

	不正請求等を行った事業者数	不正請求等による返還請求の対象とした支給申請書(延べ)件数	不正請求等による返還請求金額(単位:円)
滋賀県	64	1,754	14,679,181
京都府	3	474	27,296,146
大阪府	15	3,264	138,457,071
兵庫県	29	4,704	86,255,375
奈良県	1	13	316,261
和歌山県	9	6,583	159,775,857
鳥取県	2	4	53,190
島根県	該当なし	—	—
岡山県	5	415	14,703,526
広島県	2	1,975	83,507,126
山口県	該当なし	—	—
徳島県	1	把握できず	把握できず
香川県	1	63	1,573,488
愛媛県	4	808	5,094,505
高知県	該当なし	—	—
福岡県	3	30	808,660
佐賀県	1	487	13,597,618
長崎県	45	1,064	11,841,526
熊本県	該当なし	—	—
大分県	4	536	10,833,917
宮崎県	10	2,344	26,190,803
鹿児島県	該当なし	—	—
沖縄県	3	118	2,948,569
合計	271	54,561	948,732,492

※ 一部の都道府県については、事務処理上の請求誤り又は算定誤りとして整理したものや算定要件を満たしていないことを把握していなかったことによる不正請求分も含めて報告あり。

※ 徳島県については患者調査等を行ったものの、不正認定までには至らなかったとして、件数・金額について「把握できず」として報告あり。

後期高齢者に係るあはき療養費の不正請求等の事例①

1. 報告のあった不正請求等の事例（全体）

（平成28年11月8日現在）

	不正等の事例	事業者数	主な不正等の内容
1	往療料の距離の水増し	139	<ul style="list-style-type: none"> ・別の患家を経由して往療を行ったにもかかわらず、施術所から直接訪問したとして往療距離を水増し ・患家までの距離が長くなるように申請書の施術者住所（施術拠点）を虚偽記載し、往療距離を水増し ・同一の開設者が経営する他の施術所から往療を行ったように装い、往療距離を水増し ・施設入所者に対して往療を行った場合に、患者の自宅住所へ訪問したように装い、往療距離を水増し ・患家までの距離が長くなるように訪問した順番を操作し、往療距離を水増し ・患家までの距離を直線距離でなく、車の走行距離で計算し、往療距離を水増し
2	施術回数の水増し	53	<ul style="list-style-type: none"> ・施術回数を水増しし、施術を行っていない日について、施術したことにして請求 ・長時間の施術を行った場合に、患者に対して1回20分でいくら等、虚偽の説明を行うなどし、数日分施術したことにして施術料を水増し
3	同一家屋の複数患者の施術に対する往療料の重複算定	33	<ul style="list-style-type: none"> ・同一患家の夫婦同日施術の場合や同じ施設内に複数の患者がいる場合に、別々の日に施術を行ったように装い、それぞれ往療料を請求 ・同じ施設内に複数の患者がいる場合に、別々の施術者が施術を行ったように装い、それぞれ往療料を請求 ・同じ施設内に複数の患者がいる場合に、申請書の患者住所を虚偽記載し、別々の住所地へ訪問したように装い、それぞれ往療料を請求
4	歩行可能者に対する往療料の算定	27	<ul style="list-style-type: none"> ・実際には歩行可能な患者であるにもかかわらず、歩行困難者として往療料を請求
5	申請書・同意書の偽造	22	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の同意があったかのように書類を偽造 ・申請書の署名欄等を患者に無断で記入して請求 ・柔道整復師のいる施術所において、柔道整復の患者について、患者への説明、同意を得ることなく、一律に鍼治療を併せて行い、それぞれの施術について請求
6	架空請求	21	<ul style="list-style-type: none"> ・施術を中止している患者の名前を使用し、申請書を偽造（中には、入院中の患者や既に死亡している患者について請求している例もあり）
7	再同意の虚偽記載	14	<ul style="list-style-type: none"> ・実際には医師の再同意を得ていないにもかかわらず、再同意を得たように申請書に記載して請求

※ 不正請求等を行った事業者について、不正請求等の事例が複数あるものについては、それぞれの事例について計上。

※ 一部の都道府県については、事務処理上の請求誤り又は算定誤りとして整理したものや算定要件を満たしていないことを把握していなかったことによる不当請求分も含めて報告あり。

後期高齢者に係るあはき療養費の不正請求等の事例②

1. 報告のあった不正請求等の事例（全体）（続き）

（平成28年11月8日現在）

	不正等の事例	事業者数	主な不正等の内容
8	温罨法加算等の付増請求	12	<ul style="list-style-type: none"> ・実際には行っていない温罨法加算を請求 ・実際には行っていない電気光線器具加算を請求 ・実際には行っていない電療料を請求
9	無資格者による施術	10	<ul style="list-style-type: none"> ・無資格者が行ったマッサージを自院の有資格者の名前を使って請求 ・無資格者が行ったマッサージを有資格者であった元従業員の名前を使って請求 ・マッサージ師の資格を持たない鍼灸師が行ったマッサージを請求
10	支給対象とならない16km超の往療の請求	9	<ul style="list-style-type: none"> ・患家の住所を偽わって16km以下として請求 ・患家までの距離が短くなるように申請書の施術者住所（施術拠点）を虚偽記載し、16km以下として請求
11	施術内容の振替	7	<ul style="list-style-type: none"> ・実際には同意書と異なる内容の施術を行っているが、同意書の内容で請求 ・柔道整復師のいる施術所において、柔道整復師による鍼灸以外の施術を鍼灸施術として請求 ・鍼灸の施術であるにもかかわらず、マッサージを行ったとして請求
12	往療料の架空算定	6	<ul style="list-style-type: none"> ・往療自体を行っていないにもかかわらず往療料を請求 ・歩行困難者ではあるが、外来で施術を行った日がある患者について、その日も往療を行ったこととして往療回数を水増し
13	実際に施術を行った施術者とは異なる施術者名での請求	5	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施術所には勤務していない施術者が行った施術を自院の施術者の名前で請求 ・同一の開設者が無届けで開設した別の治療院で行った施術を自院の施術者の名前で請求
14	同意書の改ざん	4	<ul style="list-style-type: none"> ・同意のない部位を同意を受けたように改ざんして請求 ・マッサージに係る往療の要否を改ざんして往療料を請求 ・同意日を改ざんして同意前の施術を保険請求

※ 不正請求等を行った事業者について、不正請求等の事例が複数あるものについては、それぞれの事例について計上。

※ 一部の都道府県については、事務処理上の請求誤り又は算定誤りとして整理したものや算定要件を満たしていないことを把握していなかったことによる不当請求分も含めて報告あり。

後期高齢者に係るあはき療養費の不正請求等の事例③

1. 報告のあった不正請求等の事例（全体）（続き）

（平成28年11月8日現在）

	不正等の事例	事業者数	主な不正等の内容
15	はりのみの施術をはり・きゅう併用施術として請求	4	・はりのみの施術であるにもかかわらず、はり・きゅう併用施術を行ったとして付増請求
16	同意期間外の施術の請求	1	・同意期間外の施術について、同意期間内の日付けに付け替えて請求
17	重複請求	1	・請求済みのものを重複して請求
18	患者による不正	1	・医師が同意していない部位についてもマッサージを受けられるように、患者自身が交付された医師の同意書を改ざん
	全体	369	

2. その他の不適切な事例（全体）

（平成28年11月8日現在）

	不適切な事例	事業者数	主な内容
1	患者自己負担分の不適切徴収	12	・患者が無料になるよう自己負担分を徴収しない ・一部負担金相当額に比して、極めて低額な料金で患者から徴収
	全体	12	

※ 不正請求等を行った事業者について、不正請求等の事例が複数あるものについては、それぞれの事例について計上。

※ 一部の都道府県については、事務処理上の請求誤り又は算定誤りとして整理したものや算定要件を満たしていないことを把握していなかったことによる不当請求分も含めて報告あり。